

会 議 録

会議の名称	平成30年度第1回東村山市保健福祉協議会				
開催日時	平成30年10月11日(木)午後7時00分～9時00分				
開催場所	東村山市役所 いきいきプラザ2階 学習室				
出席者 及び欠席者	<p>●出席者：</p> <p>(委員) 黒田克也委員・河津英彦委員・橋本洋子委員・唐見和男委員・石塚卓也委員・高崎剛彦委員代理・畠山香壽恵委員・大原喜美子委員・高橋照定委員・安藤環委員・新義友委員・今井和之委員・大木幸子委員・井原哲人委員・山路憲夫委員・大和はるみ委員・立石あさひ委員</p> <p>(市事務局) 山口健康福祉部長・花田健康福祉部次長・野口子ども家庭部長・瀬川子ども家庭部次長・新井地域福祉推進課長・進藤介護保険課長・小倉障害支援課長・津田健康増進課長・黒井生活福祉課長・土屋生活福祉課長補佐・谷自立相談係長・谷村子ども政策課長・嶋田子育て支援課長・大塚地域福祉推進課主査</p> <p>●欠席者：菅原英司委員・小泉ひとみ委員</p>				
傍聴の可否	傍聴可能	傍聴不可の場合はその理由	/	傍聴者数	0名
会議次第	<p>1 開会</p> <p>2 部長あいさつ</p> <p>3 会長選出</p> <p>4 議事</p> <p>(1) 個別計画推進部会、関係会議報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉計画推進部会 ・地域保健計画推進部会 ・地域包括ケア推進協議会 ・医療・介護連携推進委員会 ・子ども・子育て会議 <p>(2) 東村山市第5次地域福祉計画</p> <p>(3) 東村山市第5次地域福祉活動計画(WE LOVE 東村山プラン)</p> <p>(4) 平成29年度『ほっとシティ東村山』実績報告</p> <p>(5) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉センター就労支援・地域づくり推進事業について ・福祉避難所連絡会について 				
問い合わせ先	<p>健康福祉部地域福祉推進課計画担当</p> <p>担当者名 大塚 知昭</p> <p>電話番号 042-393-5111(内線3183)</p> <p>ファックス番号 042-394-7399</p>				

会 議 経 過

議事

(1) 個別計画推進部会、関係会議報告

○障害支援課長 障害者福祉計画推進部会（資料5-1にて説明）

第1回目の会議を7月9日に開催し、議事として、平成30年度健康福祉部組織、平成29年度障害者福祉計画推進部会の開催状況、平成30年度障害支援課予算報告を説明等したところです。資料5-1は障害支援課予算報告で使用した資料であり、本日は、主だった予算について、ご説明いたします。

No.7 障害者ヘルパー派遣事業費は、障害のある方へのホームヘルパー派遣に関する予算ですが、平成30年度は、視覚障害の方や肢体不自由の方が利用するガイドヘルパーの養成に関する委託料が計上されていることもあり、予算増となっています。

No.19 障害者施設利用支援事業費は、障害者総合支援法の改正に伴い、新たなサービスが創設されたこともあり、予算増となっています。

No.34 障害児施設利用支援事業費は、児童福祉法に関する施設通所費用を計上しておりますが、近年の利用状況を鑑みまして、1億円以上の予算増となっています。

No.36 重症心身障害児（者）通所施設補助事業費は、平成29年度限りの施設整備補助が終了したことに伴い、予算減となっています。

○健康増進課長 地域保健計画推進部会

地域保健計画推進部会は9月4日に開催予定となっておりましたが、台風21号の影響により開催を延期したため、10月15日に開催予定となっています。

○介護保険課長 地域包括ケア推進協議会（資料5-2にて説明）

東村山市地域包括ケア推進協議会の開催状況は資料5のとおりです。資料5-2として高齢者施設がある場所をイメージしていただくためのマップを添付しました。地域密着型サービスいわゆる小規模なサービス事業所が増えており、地域包括ケアシステムの構築により整備を進めている状況です。現在、新たに北部圏域の廻田町地域に認知症の方を対象とするグループホームを計画し整備しています。平成31年9月の開設予定で工事等が進んでいます。

○健康増進課長 医療・介護連携推進委員会

平成30年8月1日に開催しています。本会議体の委員として、平成29年11月に設置をした認知症初期集中支援チームの医師と精神保健福祉士の2名に、医療関係者として加わっていただきました。

第1回会議では地域包括ケア推進計画にある「医療と介護の連携の推進」と「認知症施策」を中心に概要説明しました。医療・介護連携推進事業の29年度までの取組みとしては、平成29年11月に設置した在宅医療窓口と認知症初期集中支援チームの実績等について説明をし、30年度の予定として切れ目のない在宅医療介護の提供体制の構築を推進するための在宅療養支援窓口と、この窓口を三師会がバックアップする在宅医療連携推進事業、さらに認知症初期集中支援チームを効果的に機能させていくこと、また当市の強みである訪問看護の活用、在宅診療医と訪問看護師の連携、さらに継続し取り組んでいくこと等を中心に今年度の委員会で協議をいただくことを説明しています。

○子ども政策課長 子ども・子育て会議

9月6日に開催した平成30年度第1回子ども・子育て会議の審議事項2点の概要について中心に報告します。

まず、審議事項1点目の「(1) 子ども・子育て支援事業計画の点検・評価について」になります。本計画の点検・評価については、各年度の子ども・子育て会議において、前年度の

子ども・子育て支援施策の実施状況等について、計画上に位置付けられています「量」の面での充足状況の評価に加え、サービスの「質」の面も含め、当該年度に達成された成果により総合評価を行う形で実施しているところになります。

委員からは、「平成29年度版 進捗状況報告書」原案の記載内容に関するご意見・ご質問をいただいた一方、「進捗状況報告書」の記載内容にとどまらない、子ども・子育て支援施策に関わる全般的なご意見が数多く出されたところであり、後者の件については、今後の次期計画の作成作業に向けた議論を行う際などの参考意見として、委員間での共有をいただいています。

また、前者の「進捗状況報告書」原案の記載内容に関しては、いくつかの項目において、成果の面での記載の一層の充実や、A・B・Cの3段階評価を行う総合評価の評価案の妥当性などについて、ご意見等いただき、報告書全体としてはいくつかの点について確認・調整等を行うことになりましたが、報告書原案の内容について、おおむね了解する旨の集約となりました。この後、会長、会長職務代理及び事務局の間で取りまとめを行い、取りまとめ結果について、次回会議の冒頭で報告することになりました。

なお、「平成29年度版 進捗状況報告書」の完成版については、次回以降の保健福祉協議会にて報告します。「子ども・子育て支援事業計画」については、5年を1期とする計画であり、平成30年度は平成27年度よりスタートした第1期計画の4年度目にあたります。今年度は、2年後の平成32年度からスタートする第2期計画の作成作業を始める年度にあたることから、子ども・子育て支援法の規定に基づき、第1期計画作成時と同様、国が新たに作成したいわゆる「第2期計画作成の手引き」の内容に基づきまして、子育て支援に係る利用希望を把握するための調査を実施し、調査結果を踏まえた議論が進められることとなります。9月6日の会議当日には、会議の直前時期の8月末近くになって、当初の予定から大幅に遅れる形で発出されました「第2期計画作成の手引き」の内容などを踏まえ追加・修正等を行った2種類の調査票（案）を提示させていただきました。

当初の集約としては、前回調査項目との整合を図る必要があることや、国からの「第2期計画作成の手引き」の発出が当初の予定より大幅に遅れたことにより、これ以上調査実施に向けた着手が遅くなってしまうとその後の審議スケジュールそのものに大きく影響があること、今後の会議において可能な限り調査結果に基づく審議を充実させる方向で、中身の議論に時間を割きたいといったご意見が出されたことなどから、この後の調査票の一部修正などの作業は、会長、会長職務代理及び事務局に一任し、必要な調整を行った上で速やかに調査を実施し、調査実施後の結果を踏まえた議論を行う第2回会議を開催する方向となりました。

以上、2点の審議事項に続いて、会議当日には定例の報告事項として、平成30年4月1日現在の「保育所等の待機児童数」並びに「児童クラブの入所状況」の2点について報告しました。

また、保育所等の待機児童については、平成30年5月に当市ホームページにて公表しました『東村山市の待機児童に係る調査・分析経過報告』の概要について、併せて案内しています。

○会長 部会報告ありましたが、質問ありますか。

○一同 なし

（2）東村山市第5次地域福祉計画

○地域福祉推進課職員より説明（閲覧用冊子により説明）

当保健福祉協議会での承認を得て発足しました第5次地域福祉計画策定委員会や個別計画専門部会及び、関連計画部会にて検討を重ね、「第5次地域福祉計画」が完成しました。

33ページに記載しているように第5次計画の基本理念を「認めあい 支えあいながら 健やかに暮らしていくまち 東村山」とした中で、次ページに基本目標1「互いに認めあい、

参画する地域社会づくり」、基本目標2「わかりやすい情報提供と包括的な相談支援体制」、基本目標3「市民が自分らしく、健やかに暮らしていくための仕組みづくり」、基本目標4「安心して地域で暮らしていくためのまちづくり」と決定しました。

この基本理念及び基本目標に沿った個別計画や関連計画を策定しています。

41ページに当市の福祉施策の中でも特に重点的に進めていきたいと考えているが、「地域づくりの推進・地域活動との連携」、「福祉人材と事業者の育成」、「生活困窮者対応施策の推進」、「災害時等における要配慮者への支援体制の整備」、「成年後見制度の推進」、「第5次地域福祉活動計画（住民活動計画）との連携」といったものを地域福祉計画の重点施策としています。

この計画は2018年から2023年までのものとしていますので、次期計画策定までは進捗状況等の報告をしていきながら、推進を図っていきます。

○会長 報告ありましたが、質問ありますか。

○一同 なし

(3) 東村山市第5次地域福祉活動計画（WE LOVE東村山プラン）

○地域福祉推進課長により説明（冊子により説明）

こちらは平成30年度からを計画期間とします住民活動計画、第5次地域福祉活動計画となります。策定にあたりましては、東村山市の実態に合った計画となるよう、地域団体や民生委員、市内施設、学識経験者、PTA連合協議会等、様々な分野の皆さまにご協力をいただき、社会福祉協議会が事務局となり策定いただきました。

表紙をめくると基本理念、基本目標の記載があります。また、8ページを見ていただくと、地域福祉計画との連携について記載されています。

第5次計画では、重点アクションプランを4つ設定しました。17ページ左側のページに「6年後の目指す姿」を記載し、右側のページには、「住民個人個人になにができるか」「グループで何ができるか」「地域で何ができるか」を例示するとともに、各取り組みを推進しやすくするための工夫として、項目ごとに1～3段階の段階を設けています。

また、推進する仕組みとして、25ページに「第4次活動計画」から設置した推進委員会を引き続き設置しつつ、重点アクションごとに推進を行うためのチームを作っていきたい旨を記載しています。

○会長 報告ありましたが質問ありますか。

○A委員 社会福祉協議会がつくっている計画が地域福祉活動計画となっていて、行政計画は地域福祉計画という名称となっていますが、地域福祉計画のアクションプログラムを地域福祉活動計画がその中身をつくっているという印象を持ってしまいます。次回以降、名称は考えたほうが良いと思います。地域福祉計画の住民活動の部分を地域福祉活動計画に委ねているわけではないと思いますので、地域福祉住民活動計画とした方が良いと思います。地域包括ケア推進計画をつくっている立場からすると、地域の生活ニーズは極めて切実な状況となっています。その生活ニーズに応えていくために地域福祉計画があるのだと思います。名称が紛らわしいため次回以降、検討いただきたいと思います。

○地域福祉推進課長 地域福祉活動計画は、地域福祉計画のアクションプランという位置づけではなく、地域住民が自分たちで地域課題を把握して取り組んでいこうといった計画を形にしたものとなります。計画名称については、ご意見として、活動計画策定の事務局である社会福祉協議会とも共有していきたいと思います。

○B委員 平成3年度に東京都が国に先行して当時の日本社会事業大学の学長が東京都の地

域福祉計画の会長をしており、東京都が都全体の地域福祉計画をつくり、各区市町村が策定する行政計画である地域福祉計画と住民の計画として社会福祉協議会を中心に地域福祉活動計画をつくるという答申を出しています。当初はそれをそのまま受けた名称として、市で策定するものを地域福祉計画とし、住民活動計画を地域福祉活動計画としてきた経過があると思いますが、名称については法定ではないので、地域福祉住民活動計画としたほうが分かりやすくなると思います。

あと、これまで地域福祉活動計画は厚い冊子でしたが、今回配付しているものはダイジェスト版になりますか。

○地域福祉推進課長 冊子ですが、水色の冊子がダイジェスト版というわけではなく、計画書の冊子になります。検討の中で地域住民の方が従来の冊子ですと、手に取ってもらいにくいのではないかという意見があり、資料編等をなくしポイントだけに絞ったため、このような形となっています。また、ダイジェスト版としてはA3用紙1枚を4つ折りした形で作成しています。

○B委員 地域福祉計画についてもダイジェスト版を作った方が良いと思うので、課題としていただければと思います。

○会長 他に何かございますか。

○一同 なし

(4) 平成29年度『ほっとシティ東村山』実績報告

○生活福祉課長・生活福祉課職員より説明【資料6により説明】

平成27年度に自立相談支援事業と住居確保給付金事業、学習支援事業をほっとシティ東村山としてスタートしました。平成28年度には就労準備支援事業を新たに開設し、就労に結びつきにくい方などに応じた支援を行うということになり、さらに平成29年度には家計相談支援事業を開始し、生活の収支バランスを整え、就労支援と家計支援の2本立てでの支援を開始しました。平成30年度には学習支援事業の対象者をこれまでの小学生から高校生まで拡大して居場所支援事業として4月からスタートしています。

ほっとシティ東村山は平成27年4月1日より生活に困っている方へのワンストップ型の相談窓口として市民センターの1階に開設しています。ほっとシティ東村山にて実施している事業の実績報告をします。まず自立相談支援事業ですが、生活に困窮している方のワンストップ型の相談事業は、相談者に対して第一段階として自立相談を受けアセスメントを行っています。継続支援が必要な場合はプラン作成し自立に向けた支援を行っています。また、他の機関の支援が必要な場合には相談者のニーズに合う機関へつないでいるといった形で支援をしています。平成29年度の実績としては新規相談受付件数が663件、対象者総数、延べ数が4,782名、1日平均来庁者が19.6名となっています。

続きまして就労支援ですが、既存の支援であったハローワークと連携をとって実施する就労支援に加えましてはほっとシティ東村山にて独自に企業開拓をして紹介あつせんする職業紹介事業というものを開設しています。それにより生活困窮者のニーズに沿った、例えば、お金の全くないような方に対しては日払いの仕事や、家を強制退去等で出されてしまったような方に対しては寮付の就労などの紹介といった就労支援を展開しています。実績としては就労対象者数が187名、その内の就労決定件数が139件となっています。住居確保給付金事業ですが、この事業は住宅支援給付として平成21年10月よりリーマンショック後の失業者対策を目的に緊急雇用喪失臨時特例事業として開始をしています。離職者であって就労能力及び就労意欲のある方のうち、住宅を喪失している方、または喪失の恐れのある方を対象として住宅費を支給するとともに就労支援等を実施し、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行っています。またこちらがリーマンショック後の失業者対策を目的としており、

毎年減少しており、29年度は5件という実績となります。

就労準備支援事業ですが、生活困窮者と生活保護、被保護者を一体化して実施をしており長い間就労していない方など、就労準備が整っていない方にいろいろな訓練を行っています。平成29年度の実績としては支援対象者数が62名、中間的就労や一般就労といった形で収入を得ている方が31件となっています。

学習支援事業ですが、学力の向上や学習習慣の確立等を目的として生活困窮世帯の児童に対して学習支援を行っています。平成30年度より高校生世代まで拡大をし、自習スペースの解放やイベントなどの居場所支援だけではなく、高校中退防止等のための見守りや支援といった学習のサポート等も含めて支援を開始しています。平成29年度の実績としては、利用登録児童総数が99名、利用者数延べ数が5085名、1日平均来所児童数が17.5名となっています。最後に家計相談支援事業になります。現状の家計管理に問題を抱える方に対する1か月の収支について助言を行う支援に加え、家計簿作成支援など実施しています。29年度の実績としては115名、支援延べ件数が1290件となっています。

○会長 報告ありましたが、質問ありますか。

○A委員 市が直営でやっているものなのか、委託でやっているものなのか、どういう専門職の方がいて、何名くらい体制で関わっているのか教えてほしい。

○生活福祉課職員 やまて企業組合に委託をして実施をしています。実施体制ですが、自立相談支援事業に主任相談員が1名、相談支援員が2名、就労支援員が1名、住居確保給付金事業は特に支援員はついておりません。就労準備支援事業は就労準備支援員が1名、学習支援事業は1名、高校生の支援として今年度からプラス1名となっています。家計相談支援事業が1名となっています。

○A委員 就労決定や相談件数からも相当な成果だと感じました。

○B委員 ほっとシティについては成果が非常に上がっているのでも前から着目していました。就労支援については187名中139名就労ということと、それから独自に企業開拓をしていることが特色だと思います。ほっとシティ全体を見て独自の取組と言えるものは他にありますか。

○生活福祉課職員 自立相談支援事業と住居確保給付金事業は必須事業のため国から必ず行うよう決められているものになります。それ以外の就労準備支援事業、学習支援事業、家計相談支援事業は任意事業として各市が独自にまた、実情に合わせて実施することとなり、法律では枠組みのみ示されたものであり、やり方や事業内容などほとんどが独自の取組みとなります。例えば、就労準備支援事業の中間的就労の就労場所は独自に開拓しており、学習支援事業は各市やり方が異なっており、週6日間、月曜日から土曜日までという所と福祉的な意識を持ち、勉強だけではなく、イベントや三者面談も行いながら、子どもとの関係性を築いていくといった独自でやっているようなところもあります。

○B委員 大変よくやっていると思うので、独自の取り組みなどをもっとアピールしたほうが良いと思いました。

○C委員 就労準備支援事業は、長い間就労していない人への訓練とありますが、独自のプログラムなどはありますか。また、そこから就労支援に繋がっていくものだと思いますが、実際に準備支援を受けてから就労支援に繋がって人がいるか教えてほしいと思います。

○生活福祉課職員 プログラムについては、就労準備支援事業を使っていく方に対しては聞

き取りをして最も適切な所からスタートしていくことになります。

また、一般就労につながった方なども数名います。

○会長 他に何がございますか。

○B委員 大人の発達障害、不登校、引きこもりの問題の延長線上なので心配りができるようになればいいというのが希望です。

○会長 学習支援事業については、どのような方が相談にきていますか。

○生活福祉課職員 この学習支援事業は生活困窮者自立支援に基づいた対象者が相談にきています。

○会長 他、よろしいですか。

(5) その他

・社会福祉センター就労支援・地域づくり推進事業について

○地域福祉推進課長より説明（資料7により説明）

社会福祉センターは諏訪町にある昭和51年に建築した施設であり、築40年が経過しており大規模修繕が必要な時期となっています。センターに必要な修繕として耐震の補強であったり、バリアフリー、空調等の修繕を行った上で、新たに実施事業を精査し、地域づくりや就労支援事業等を進めていきたいと思っております。

実施の時期ですが、修繕を来年度の上半期に行い、実施事業については来年度下半期から実施できるように事業者を公募していきたいと考えています。

センターでの実施予定事業ですが、「東村山市立社会福祉センター事業内容検討会」で実施予定事業の検討を進めてまいりました。平成29年度に検討した結果、人とつながり地域に根差した集いの場をコンセプトとした事業を推進するため、5つの事業を実施することになりました。

(1)の福祉作業所は、現在も実施しています低所得者高齢者に就労の機会を与えることを目的とした作業所となります。(2)の多種多様な職場開拓は、働く意欲はあるが様々な理由から働くことが困難な方に対して寄り添い形の就労支援をしていく事業となります。(3)の中間就労の場の確保は、一般就労に向けた中間就労の場への取組み事業となります。(4)の知的障害成人余暇活動支援は、成人になるとご自宅と就労先の往復となるため、就労後の場所として実施する事業となります。(5)の健康寿命の延伸と地域醸成加速に向けた事業は、地域の皆さんに広く参加いただける事業を行う団体について優先予約枠を設けるなどして、集会室の貸し出しができるように進めていきたいと思っております。(6)の施設管理は、統括責任者を置き、市と連携を図っていくことなどが検討されています。

事業実施の場所の想定として、入口近くには地域交流スペースをつくり、事務スペースや福祉作業所、余暇活動支援が行えるスペースをつくり、2階には集会室を可能であれば3部屋つくってきたいと考えています。

・福祉避難所連絡会について

○地域福祉推進課職員より説明（資料8により説明）

資料8は今年の9月1日現在の福祉避難所一覧になります。福祉避難所とは、災害等が発生し、小中学校等の一次避難所での避難生活が困難な障害者や高齢者が二次的に避難できる場所として指定をしている施設となります。

第5次地域福祉計画より重点施策にも盛り込んでおりますが、昨年度より、この福祉避難所を対象とした福祉避難所連絡会を立ち上げ、実際の災害時等を踏まえた「福祉避難所設置・運営マニュアル」の策定を行いました。

今年度も既に1回開催しており、次回11月に予定していますが、施設の図を用いた図上訓練を行い、災害時における市の役割や二次避難所の役割など双方が認識しあいながら、災害時に速やかに対応ができるよう進めていければと思っております。

○会長 質問ありますか。

○B委員 社会福祉センターのあり方については、事業内容検討会で様々な意見が出されたところですが。

資料の内容についてですが、社会事業授産施設は機会を与えるのではなく、機会を用意してとした方がよいのではないかと、また自立を助長させるという言葉が適切なのかが気になりました。また、検討会での議論では喫茶や軽食を提供するスペースを設けてはどうかという意見がありましたが、この図面をみると結果的には喫茶や軽食はやらないという判断になったのでしょうか。

○地域福祉推進課長 1点目の文言については改めて精査したいと思います。

2点目については、事業内容検討会にて喫茶店や、地域の野菜を使った料理ができないか等の意見がありました。この件については、民間事業者へのサウンディング調査を実施したところ、収益性を期待した事業は厳しそうな状況がありました。このことから、実施にあたり行政側で実施内容は固定せず、自動販売機の設置や喫茶コーナー等、受託者の独自性を出せる形にしていきたいと考えています。

○B委員 自動販売機等を置くことで、多少の収益にはなれば良いと思います。

○D委員 5つの事業等を行う業者を指定管理で委託されるようですが、一括で委託されるのか、分割でされるのでしょうか。また、事業体連合等でも参加可能なのかを伺います。次に中間就労ですが、生活困窮者自立支援法に関する事業との連携は想定されていますか。知的障害者の成人の余暇活動について、アクセスの問題をどういう風に考えているのかを教えてください。

○地域福祉推進課長 指定管理で行うことが最終決定ではありませんが、一事業所で受託することでスケールメリットや、複数事業を連携した独自性が出せるものと捉えています。また、できるだけ幅広く事業者が参入していただけるよう事業体連合会による可能性も検討してまいります。

中間就労は、ほっとシティとの連携は必須だと考えているので、連携した上でレベルアップしていけるように考えています。

○障害支援課長 社会福祉センターは、最寄り駅の東村山駅から徒歩約8分で行くことができるほか、グリーンバスも停車する立地です。なお、利用対象者としては、何らかの通所手段が確保できる方を想定しており、センターと利用者の自宅や日中活動先との間を送迎することは想定しておりません。

○A委員 社会福祉センターをなぜ市立ではなく、民間移譲する考えはなかったのでしょうか。民間移譲を行った方がサービスの質の向上が見込めると思われます。

○地域福祉推進課長 指定管理者制度等による民間活力の利用を考えておりますが、現在の所、民間移譲の考えはありません。

○会長 他にご質問はありますか。

○E委員 福祉避難所に経済産業省の研修所とありますが、研修スペースと宿泊スペースが

あると思いますが、どちらを想定されていますか。実際に福祉避難所として活用する時には工夫が必要だと思います。

○地域福祉推進課長 経済産業省の研修所については、現状、研修スペースの活用を考えています。今後の課題として、ベッド等の確保をどうしていくか等、福祉避難所連絡会の中で協議・検討を続けてまいります。

○C委員 各避難所に避難する方はどういった方を想定していますか。

○地域福祉推進課長 各避難所（小中学校の体育館等）での集団生活が困難である方について、福祉避難所開設後に移っていただくことを想定しています。受け入れ人数については、3.3㎡に1人を基準に各福祉避難所のスペースの面積から受入人数を算出しています。

○A委員 難病患者、要介護認定者、障害者は特別なケアが必要な方を受け入れる避難所として福祉避難所を位置付けるべきではないでしょうか。

○地域福祉推進課長 当市では認知症や知的障害者等により、小中学校等の一次避難所での生活が困難な方を、二次的に受け入れる場所として福祉避難所と考えています。なお、医療的ケアが必要な方については病院での受け入れが必要と考えています。

福祉避難所の開設時期ですが、災害発災時は協定施設においても、入所者や通所者への対応があり、避難者への速やかな支援ができないことが想定されていますことから、まずは小中学校に避難もしくは、小中学校に避難できない方については直接ご連絡いただいた上で、福祉避難所に移っていただくかを判断していく予定となります。

○E委員 難病患者や人工呼吸器を持っている方等については個別に東村山市で取り組んでいると思いますが、保健医療の立場からは、発災時医療機器を使っている方は安易に動かさないほうが良いとしています。しかし在宅で残っている方に情報が届きにくいので、情報がうまく伝われば良いと思います。東日本大震災の時も元気な人たちが特養に行ったりと福祉避難所として機能が果たせていなかったのも、市民の方にも福祉避難所の位置づけをある程度公表したほうが良いのだと思います。

○地域福祉推進課長 人工呼吸器を使用している方の災害時の個別計画は保健所と協力して作成しており、障害支援課でも把握しています。また、福祉避難所の場所や目的については全戸配布をしている防災ガイドマップにも掲載しています。

○B委員 福祉避難所で受け入れる障害種別等の設定は特になのでしょうか。

○地域福祉推進課長 福祉避難所連絡会において、施設ごとの受け入れ対象者を定めること等について検討していく予定となっています。

○会長 他に質問はありますか。

○一同 なし

閉会